

大阪大学外国語学部国際交流委員会規程

平成 19 年 9 月 13 日

制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 大阪大学外国語学部教授会（以下「教授会」という。）規程第 8 条第 3 項の規程に基づき、教授会に置く外国語学部国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、外国語学部に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育、研究及び学術の国際交流に関する事項
- (2) 外国人留学生の受入れ及び支援に関する事項
- (3) 職員及び学生の海外派遣に関する事項
- (4) 学生の国際交流に関する事項
- (5) 短期留学推進制度に関する事項
- (6) その他国際交流に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各区分から外国語学部長が指名する教員各 1 名で組織する。

区分	学科目
1	中国語、朝鮮語、モンゴル語
2	インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語
3	ヒンディー語、ウルドゥー語
4	アラビア語、ペルシア語、トルコ語、スワヒリ語
5	ロシア語、ハンガリー語、ドイツ語
6	デンマーク語、スウェーデン語
7	英語
8	フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語
9	日本語

2 前項の規定にかかわらず、外国語学部長が必要と認めたときは、前項に規定する者以外の者を委員会の構成員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 号に規定する委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号に規定する委員の任期は、その都度定める。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号に規定する委員のうちから選任する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(副委員長)

第 6 条 委員会に副委員長 1 人を置き、第 3 条第 1 号に規定する委員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 7 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 9 条 委員会は、その審議の結果を教授会に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部策面事務室研究協力係において総括し、及び処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の後最初に任命される第 3 条第 1 項に規定する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、半数の者にあつては平成 21 年 3 月 31 日までとし、他の半数の者にあつては平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行の際、現に改正前の第 3 条第 2 号に規定する委員である者は、改正後の第 3 条第 1 号に規定する委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同日における従前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。